

令和4年第4回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和4年12月16日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 原田純子	2 村松純次	3 七原 剛
4 原田直幸	5 今泉吉人	6 金田敏行
7 金田文子	8 高森陽一郎	10 田中邦利
11 加藤弘文	12 山口伸彦	

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	後藤武司
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 議案第71号

指定管理者の指定について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第72号

東三河広域連合の規約の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第75号

設楽町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

(文教厚生委員長報告)

日程第4 議案第76号

設楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

(文教厚生委員長報告)

- 日程第5 議案第77号
簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の制定について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第6 議案第78号
設楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第7 議案第79号
設楽町個人情報保護法施行条例の制定について
(総務建設委員長報告)
- 日程第8 陳情第18号
介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第9 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第10 議案第87号
工事請負契約の変更について
(追加)
- 日程第11 議案第88号
設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
(追加)
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第13 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は11名全員です。定足数に達しておりますので、令和4年第4回設楽町議会定例会の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 おはようございます。

12月も半ばを過ぎまして、今年も残すところ2週間ほどとなりました。本日は、12月議会定例会最終日に当りまして、議員各位におかれましては、年の瀬で大変お忙しい中、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

一昨日から、全国的に冬型の気圧配置が強くなり、日本海側の山地を中心に大雪も予想されているようです。今朝来るときですけれども、面の木辺りは白く雪化粧をしておりましたので、寒くなったなど実感するところでもあります。真冬の

到来が例年より早いような気がしておりますけれども、これから年末年始にかかまはしては、穏やかな日になることを願っております。

さて、新型コロナウイルス感染症の第8波は、第7波を超えるとも言われていましたけれども、感染者数につきましては、爆発的とはまだなっていないようです。しかしながら、依然として増加傾向が続いており、愛知県では、12月8日から1月15日まで「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」を発出し、感染防止対策の徹底を呼びかけております。設楽町におきましても、2桁の感染者が確認された日もありますので、今後の動向に十分注意をしまして、皆様方と感染防止に努めてまいりたいと思っております。

1つ御報告をさせていただきます。これは、ダム工事事務所からたつてのお願いで報告をしてくださいますということでもあります。

中日新聞等で報道をされましたけれども、先週の日曜日、11日の日に、道の駅でダム工事事務所と観光協会が共催でありますけれども、工事に使うカラーコーンの白い物にペイントをするというイベントをやっていただきました。30名近くの皆さんに御来場をいただきまして、工事現場の資材をアートにする企画でしたけれども、多くの皆さんに楽しんでいただき、アートの面白さも体験をしていただけたということでもあります。SNS等で知ったプロのデザイナー、コピーライター等も参加をして盛り上がったということでもあります。全国的にこの取組をしている所はないということらしいので、「アートパイロン」と呼ぶそうですが、アートパイロンは、この設楽町が発祥ということで、これからもこの企画を続ける中で、いろんな所に波及をしていきたいということでもありました。

明日ですか、12月17日、奥三河星空フェスタが開催されますけれども、そこにこのアートパイロンを展示をしてありますので、ぜひ多くの皆さんに御覧をいただければと思っております。

本日は、工事請負契約1件、条例改正1件を追加上程させていただきました。定例会初日に上程しました議案と併せまして、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、定例会最終日の審議に先立ちましての御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

10田中 皆さん、おはようございます。寒い日が続きますが、最後の日でありますので頑張っていきましょう。

令和4年第4回定例会第2日の運営について、12月12日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

本日の案件は、委員会付託の議案7件、陳情1件、委員会の調査報告1件、追加議案は町長提出2件、継続審査申出が2件です。

日程第1から日程第8までは委員会付託案件で、一括上程し、委員長報告に対する質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

日程第9は単独上程です。

日程第10、日程第11は追加議案で、それぞれ単独上程し、質疑、討論、採決を行います。

日程第12、日程第13は単独上程です。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧表のとおりです。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第1、議案第71号「指定管理者の指定について」から、日程第8、陳情第18号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」を一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

6 金田(敏) 令和4年第5回総務建設委員会の委員長報告を行います。

令和4年12月5日月曜日午前8時56分から午前9時32分総務建設委員会を開催しました。

出席者は委員5名全員と、執行部より、町長、副町長はじめ、担当課長の出席をいただきました。

付託された議案4件を審議、審議の結果を報告いたします。

(1) 議案第71号「指定管理者の指定について」は、質疑2件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑内容は以下を参照願います。

次に、議案第72号「東三河広域連合の規約の変更について」を審議いたしました。質疑2件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑内容は以下を参照願います。

次に、議案第78号「設楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について」を審議いたしました。質疑3件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑内容は以下を参照願います。

議案第79号「設楽町個人情報保護法施行条例の制定について」を審議いたしました。質疑4件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑内容は以下を参照願います。

「その他」はありませんでした。

以上で、総務建設委員会の委員長報告を終わります。

5 今泉 議長、文教厚生委員長、5 番今泉。

議長 5 番今泉吉人君。

5 今泉 おはようございます。文教厚生設委員会委員長報告を報告します。

令和4年12月8日木曜日午前8時57分から9時58分、文教厚生委員会を開催いたしました。委員5名全員、議会事務局長、執行部からは、町長、副町長、教育長、教育課長、町民課長、生活課長、したら保健センター長、総合支所長、財政課長、計9名。付託された議案3件、陳情1件について審議、審議の結果を報告いたします。

審査事件、議案第75号「設楽町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」。質疑14件、討論2件、賛成多数4対1で原案どおり可決すべきものに決しました。質疑内容は、お手元に配布したものを確認してください。討論については、本日举行される予定になっております。

議案第76号「設楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を審議しました。質疑1件、討論なし、賛成多数4対1で原案どおり可決すべきものに

決しました。質疑内容はお手元の配布を見てください。

議案第77号「簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について」を審議しました。質疑3件、討論なし、賛成多数4対1で原案どおり可決すべきものに決しました。質疑内容はお手元の配布を見てください。

陳情第18号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」を審議しました。賛成多数、3対2で趣旨採択すべきと決しました。採択の意見、趣旨採択の意見は、お手元の配布を見てください。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 委員長報告が終わりました。

質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第71号「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号を、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第71号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第72号「東三河広域連合の規約の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第72号を、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第72号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第75号「設楽町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」の委

員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

10田中 簡易水道事業の設置等に関する条例の制定に反対の立場から討論を行います。

下水道事業の設置に関する条例の制定と関係条例整備に関する条例も同趣旨で反対ですので、まとめて意見を申し上げます。

2条例は、水道事業と下水道事業に、地方公営企業法第2条に規定する財務規定を適用し、公営企業会計を導入し、併せて関係条例を整備しようとするものですが、地方公営企業は、独立採算制を経営原則としています。経営収支だけでなく資本収支も含めて採算性が求められることになり、一般会計の繰入抑制、料金引上げが懸念されるところであります。

いま、設楽町の水道料金はどうなっているのでしょうか。10立方メートル当り、月2,090円で、県内各市町村の水道料・簡易水道料の中で最も高額となっています。こうなっているのは、かつて水道料金を町内1本化するとき、一番高い簡易水道に合わせて料金を改定したからであります。中位でありました地区の地域のリーダーの皆さんや、そして議員の皆さんの多数が認めてそういうふうになってしまいました。

ちなみに、2番目は豊田市の1,870円、低い所は犬山市の696円が最低。郡内は、東栄町が1,309円、豊根村が1,650円となっています。

町のこんなに高い水道料が、これ以上値上げされたら、たまったものではありません。「独立採算制による水道料の引上げはあるのか、その可能性は」と委員会質疑で尋ねたところ、当面はないとの答弁でした。そして、人件費や建設事業、起債償還などの財源に一般会計が繰入れられることも、従来どおり行なうということでした。

そうすると、わざわざ企業会計に移行する意味が、よく分かりません。料金を上げないといいますが、しかし、総務省は、「適切な原価計算に基づく料金水準の設定」を求めているわけで、企業会計の下、水道料金の値上げ圧力に絶えずさらされることになります。また、公営企業会計の適用で得られる情報が、その料金値上げと、さらに水道事業への民間事業者参入につながることを総務省はあからさまに語っています。料金値上げの恐れと、企業のもうけのために行われる公営企業化、そのための町における条例制定であり、本案に反対するものであります。

以上です。

議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

11加藤 委員長報告に賛成の立場で発言をさせていただきます。

ただいま反対の御意見があったわけですが、この公営企業会計については、そもそも、平成27年の総務大臣からの通知を通じて行われているものでございます。その後なかなか進まないということで、平成35年、令和5年までにこのことについて深く検討をしてほしいという通知に基づいて当局も調査を進めたものでございます。

したがって、全国的な動きの中で、例えば東三河においても5市3町村のうち5市は、もう既にこうした企業会計を導入をしていると。現在、東栄町、豊根村を含め、我が設楽町も含めて3町が研究を深めながら、同調をしながら、現在令

和5年の実施に向けて取組を進めているということでございます。それに応じた対応ということでございます。

ただいま発言のありました、一番心配される場所は、企業会計の中で、企業ですので独立採算が求められるということでございますが。いくつかの質疑の中で、こうした安易に水道料の値上げ等について進められるということではなく、その辺りの配慮は十分していくということで。現在公営企業化した自治体の中で、そうした横暴な値上げ等が行われているという実績もございませんので、こうした形で行うことで、国の補助金だとか、そうしたものも安定的に使えるというようなことを考えるならば、町民にとって安定的で安全な公共インフラの中心であります水道料について確保していけるということでございます。

したがって、ただいまの委員長報告にありましたことについて賛成をしたいと思います。

とりわけ、設楽町の水道料が高いということに関しては課題を持っておりますので、公営企業化の中で、本当にそれでいいのかという論議はこれからもしてまいりたいと付け加えておきます。

以上です。

議長 ほかに、討論はございませんか。

7 金田(文) 独立採算制が基本であるということは、住民として基本的には考えております。しかしながら、今お二人の討論の中にもあったように、設楽町の現実を考えますと、本当に独立採算制、そのまま総務省から言われたからということをやっているのかという疑問が残ります。一般会計からの繰入が可能だというお話はあったのですが、法的な根拠とか、どのくらい確かな繰入オクケーの指示が出ているのかということについて、非常に曖昧なので、現状では不安が大きい。そのため、現状では反対としたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

3 七原 賛成の立場で討論申し上げます。

公営企業会計に移行するということも、私個人としては会計制度の進化だと捉えております。これにより、いろいろ経営状況の細かな把握ができる。ということは、どの部分を直せば、どの部分の費用を抑えれば水道料金が安定するのか、そういったことも明確に分かるようになるという、非常に優れた制度だなと感じております。そして、一般会計の繰入に関しましても、質問の中で、生活課長のほうから法的に財源として足りない部分には一般会計から繰り入れて良いというふうに法律で決まっていると、確かな証言もいただきました。ということは、財源としては今までどおりの財源で、制度としては今まで以上に、精度の高い会計が適用できるということで、大変結構なことだと思っております。そういった意味で原案に賛成でございます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

議案第75号を採決します。採決は、起立によって行います。

議長 本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。
議案第75号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議案第76号「設楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第76号を採決します。採決は、起立によって行います。

議長 本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。
議案第76号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第77号「簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第77号を採決します。採決は、起立によって行います。

議長 本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。
議案第77号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議案第78号「設楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第78号を採決します。採決は、起立によって行います。

議長 本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第78号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第79号「設楽町個人情報保護法施行条例の制定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

10田中 個人情報保護法施行条例の制定に反対の立場から討論を行います。

個人情報の保護と、行政保有のデータを企業に開放し、活力ある経済社会を実現する名目で、個人情報保護法、それに伴う市町村での個人情報保護条例の改定が進められようとしているわけです。

個人情報制度の改正内容は、民間、国の行政機関、独立行政法人をそれぞれ対象とした3つの個人情報保護法を一元化し、自治体が独自に制定する保護条例にも、国がガイドラインを示し、それに基づき運用することを求めるものであります。デジタル化を利用して、あらゆるデータを集積しながら、行政が持つ膨大な個人情報を企業などが利活用しやすい仕組みにしようというものにほかなりません。

この法律・制度の最大の問題は、個人情報の保護という観点が欠落していることとあります。プライバシー権を侵害するような危険性を内包しています。匿名加工などをすれば、個人情報を本人の同意なく第三者に提供できる制度になっています。

国会では、日本共産党の本村伸子議員が、独立行政法人の住宅金融支援機構から民間の住信SBIネット銀行へ、年収・家族構成・職業・郵便番号など約118万人分の加工された個人情報——個人が特定されかねない情報が、本人の同意もなく提供されていた実態を明らかにしました。

さらに、今度の法制度改定で、匿名加工した個人情報の利活用案の募集を都道府県や政令市に義務付ける「オープンデータ化」をすること。今回提案されている町の条例案について言えば、第1条で、個人の権利利益を保護する目的を外し、基本的人権の擁護や自己情報コントロール権も盛り込まれていないこと、条例案全般で言えば、思想信条・信教などの個人情報、差別の原因となる個人情報の収集制限がないこと、オンライン結合による個人情報の提供の禁止がなくなっていること、個人情報保護運営審議会の審議できる内容が限定されていることなど、非常に問題であります。

個人情報保護と、プライバシー権侵害につながる今回の法改正、それに従う町の条例制定案には、断固反対することを表明して討論とします。

以上です。

議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

4原田(直) この条例につきましては、国が定める個人情報保護に関する法律に必要なものを定めているということで、基本的には国の法律に基づいたものが、処罰するとか、秘密の保護が前提になっていると理解します。町において、その内容

を補足するための条例だと理解をしていますので、特にこの条例について問題点等ないと理解していますので、この条例に賛成をするものであります。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

議案第79号を、採決します。採決は、起立によって行います。

議長 本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第79号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 陳情第18号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第18号を採決します。採決は、起立によって行います。

議長 本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第18号は、委員長報告のとおり、趣旨採択することに決定いたしました。

議長 日程第9「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長の報告を願います。

4 原田(直) 令和4年第5回設楽ダム対策特別委員会の委員長報告を行います。

令和4年12月9日金曜日9時27分から10時45分まで設楽町役場議場で会議を行いました。出席者は、委員全員、議長、町からは、土屋町長はじめ8名。国土交通省設楽ダム工事事務所からは、真鍋所長はじめ、5名。愛知県豊川水系対策本部からは、佐藤事務局長はじめ、3名。設楽ダム関連事業出張所からは、益田所長はじめ4名であります。

初めに、所掌事務の調査ということで、「設楽ダム建設事業について」を行いました。

質疑として、設楽ダム工事現場へ設楽町内の小中高生の視察ができるよう配慮できないか等、質疑が6件ありました。内容につきましては、お配りの書類を見ていただきたいと思います。

続きまして、現地視察ですけれども、現地視察を後回しにしまして、「その他」を行いました。その他として、要望1件。設楽ダムが建設予定地の下流側で鮎の

迷入防止対策についての要望が1件ありました。

その後、現場のほうへ行きました。現場は、設楽ダム転流工の下ということで、来春転流するという予定になっておりますので、その前にトンネルを視察させていただきました。

終わりは、この書類だと12時50分になっていきますけど、11時50分に終わりました。

以上です。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第10、議案第87号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第87号「工事請負契約の変更について」を説明しますので、3ページを御覧ください。

本議案は、令和3年12月17日の議会において議会議決を得た「令和3年度簡易水道導水管移設工事」に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものであります。

最初に、この工事について改めて説明させていただきますと、本工事につきましては、設楽ダムの建設に伴い、田口浄水場の水源——榎尾取水場及び豊川沿いの田口揚程ポンプ場が水没するため、新たにタコウズ川を水源として取水することで進めております。このことにより、新たな導水管の布設が必要となり、付替道路の林道境川線や県道設楽根羽線、県道小松田口線などに埋設する計画となっております。工事及び調査が進められている複数路線の供用開始までに、導水管及び水管橋の架設等の施工を行うものであります。

今回の工事は、この施工区間の一部を発注し、吉川建設株式会社設楽営業所が請負っている工事であります。

そして、今回の主な変更は、5ページの資料を御覧ください。

タコウズ川より取水する計画で進めておりますが、施工計画範囲の林道境川線の下流側で路肩が決壊し、復旧に時間を要しているため、効果的、かつ経済的な施工方法の見直しを行いました。その結果、取水元付近の施工の進め方を再検討の上、導水管の布設延長を減少するものであります。

主な変更点は、タコウズ川の取水元付近からの施工を、導水管943.1メートルから904.5メートルへ、38.6メートル減少することと、交通保安員を186人から66人に120人の減少変更するものであります。

このことに伴って、請負金額につきましては、当初契約金額、税込み1億4,883万円を、724万2,400円減額し、変更後の契約金額を、1億4,158万7,600円とするものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第87号の質疑を行います。質疑はございませんか。

6 金田(敏) この工事ですけれども、現場を見ますと、先ほども言いましたように、林道境川線の路肩が決壊して通行が困難であった道路にもかかわらず、交通保安

員 184 名という人数を出しているのですけれども、この道ならば、案内誘導の看板さえ立てておけば、誘導員はそれほど当初から必要ではなかったのかなと思うのですけれども、その辺の検討はどうでしたか。

生活課長 お答えさせていただきます。当初の設計では交通誘導員を、この 5 ページの図面でちょっと分かりにくいですが説明させていただきますと、大野線といひまして、今の新しい火葬場から入って行く大野線と、根道外線の接合点にまず一人配置する計画。それから、林道の境川線をずっと上がっていきまして、広域農道との接合点に配置する計画の、合計 2 か所で交通誘導員を配置する設計で進めましたが、最初のほうで説明させていただきました大野線と根道外線の接合点は、議員御指摘のとおり、それほど交通量がなくて誘導員の設置が必要ではないと判断をして案内看板だけにしましたので、まずこの誘導員の数量が減少しました。あと、今回かかる部分は、境川線と広域農道の接合点の誘導員ですが、そこは設置したのですが、今回工事延長の減もありましたので、そちらの日数が減少したということで、合わせた誘導員の減少でございます。

以上です。

6 金田(敏) 今後、まだこの路線関係に工事がいろいろあると思うのです。ですから、設計の段階でもう少し道路の状況、あるいは通行量等々を吟味してそこら辺の数字を考慮していただきたいと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

生活課長 議員御指摘のことをよく肝に銘じまして、当初設計からそちらのほうを注意していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 87 号を採決します。採決は、起立によって行います。

議長 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 11、議案第 88 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 88 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 6 ページを御覧ください。

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。

改正理由は、議会からの議員報酬の改定依頼を受け、設楽町特別職報酬等審議会に諮問を行い、意見等を伺った結果、答申された議員報酬の額を改正額として当条例を改正するためであります。

改正後の議員報酬額は、現在の報酬額それぞれに30,000円を増額し、議長を31万5,000円、副議長を24万5,000円、常任委員長を23万円、議会運営委員長を23万円、議員を22万5,000円に改める内容であります。

なお、施行は令和5年5月1日からであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第88号の質疑を行います。質疑はありませんか。

4 原田(直) 個人的には22万5,000円なんていうところのはばじゃなくて、23万円にしていただけたら、大変良かったなと思うわけですけど、それは別問題としまして。答申書の写しをいただいております。その中に議会の活性化と議員の経済的負担を目的に政務活動費を計上したらどうかという提案をいただいております。その提案をいただく経過と、審議会のほうのそれに対する考え方についてお伺いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長 ただいまの御質問の件で、まず、経過ですね。いろいろ中身を審議していくに当りまして、議会のほうからは日数というような計算方法でいただいております。それをお示ししたところ、その日数の中でも、議員さんが地域で活動されるのに、人によって様々ではないかというような御意見が出ておりました。その活動量に応じたような報酬の考え方という意見も出てまいりました。そういった中で、活動に要する経費について公費で負担する方法というような内容が出てまいりまして、こうした政務活動費の提案という形を、最終的にはそこに落ち着いたというのが経過であります。

その考え方でありまして、報酬審議会の中では最終的に答申を出すのは報酬に関する部分ということで、委員の皆様はそういう理解でおります。でありますので、報酬について答申をさせていただいて、その上で提案という形で政務活動費について、どうですか、という内容で提案をさせていただいたという内容になっております。でありますので、そちらの政務活動費については、今後、議会さんのほうで御検討いただけたらというふうに、審議会では最終的にはそういう考えでまとまっておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

4 原田(直) よく説明の内容は理解しました。私自身はあまり政務活動費は必要じゃないのかなというふうには思っているのですが、これから議会内でいろいろ検討をする中で、特に議員の判断でいいよということで今の説明は理解をしたのですが、そういうことでいいのか、もう一度その点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

総務課長 はい。審議会の中では、おっしゃるとおり提案という形で、今後の導入、あるいはそうでない部分につきましては、議会のほうで御判断いただきたいという話の内容になっております。

以上です。

10 田中 報酬審議会の答申を尊重しなければならないのですが、1つお尋ねしたいのは、私はこの答申を拝見しまして、議会と問題意識が共有できていないの

ではという感じがします。というのは、審議会のほうで、なり手不足と無投票の選挙になってしまっている、あるいは定員割れというようなことについての議論はどの程度行われて、我々が当初考えていたような歳費引上げの理由について理解していただいたのでしょうか。

総務課長 今までの報酬等審議会ですと、会議1回で結論を出すというようなことが間々ありましたけれども、今回は全員の方たち出席の上で4日間、それも結構時間的には長時間といいますか、1回の会議に2時間くらいですかね、をかけて審議をさせていただきました。その中ではいろいろ意見がありました。細かなところは省略いたしますけれども、1回は、議員さんとの意見の擦り合わせといいますか、状況確認ということで、議員さんの方に御出席をいただきまして、状況もお聞きしたところであります。

なり手不足、それから無投票というところに関しましては、様々な意見がありました。その中では、例えばですけれども、1例を挙げますと、じゃあ御提案のあった25万まで上げれば選挙になるのかと。この金額で若い方が、例えば今仕事を持っているものを辞めて出てくるのかというと、それも分からないよね、という部分がありました。そういう意味で答申書の中には、「議会の活性化に向けて」というような言葉も盛り込まれたものと理解をしております。

審議会の状況としましては、主だったところ、今私のほうから説明をさせていただきましたが、そんな状況でありました。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第88号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第88号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第12「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第13「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和4年第4回設楽町議会定例会を閉会といたします。御苦勞様でございました。

閉会 午前 10時00分